

指導行政のポイント

中教審の“中間報告”を読む

菱村 幸彦

やや旧聞になるが、5月25日、中央教育審議会の初等中等教育分科会・教育行政部会から中間報告「義務教育費に係る経費負担の在り方について」が公表された。今回は、この中間報告を取り上げてみよう。

義務教育の“外部経済性”

構造改革の流れのなかで、国と地方の役割分担の見直しが進められ、とくに「三位一体の改革」の対象として、義務教育費国庫負担のあり方が喫緊の課題となっている。

義務教育費国庫負担制度の改革は、いわば教育の外から迫られているもので、改革の論拠も教育論ではなく、もっぱら財政論や地方行政論の視点で論じられている。教育関係者としては、こうした議論の仕方には納得できないものがある。

今回の中間報告は、義務教育費国庫負担制度の必要性について、歴史的経緯、国際的比較、教育的意義、経済的効果などから子細に考察しており、読みごたえのある文書となっている。

中間報告は、全文4万字を超える大部な文書であるので、ここでは一点だけ、中間報告が「外部経済性」で、義務教育費国庫負担制度の必要性を説明した点を取り上げておこう。

中間報告は、まず、義務教育に対する国の責任について、「義務教育は、国民として最低限必要な資質を培うものであり、国家・社会の基礎となる国民教育としての性格を有している(から)……最終的に国が責任をもって行わなければならない」と述べている。このことは、従来から言われていることで、目新しいことではない。

今回は、これに加えて、「義務教育を経済学的な観点から人的資本形成として見た場合には、その効

果は教育を受けた個人にとどまらず、社会全体に及ぶ外部経済性を持っている」と指摘しているのが注目される。

すなわち、「義務教育に対する国による財政保障制度の必要性は、その外部経済性の波及する範囲が国民経済全体の広がりを持っていること」にあると述べ、「特定の市町村又は都道府県において当該地域が享受する利益のみに対応して財政負担の規模を決定すると、その財政負担の規模は国民経済全体が享受する利益に比べて過少なものになってしまう」として、国による財政保障の必要性を立論している。

義務教育費を減らす自由

こうした考察のうえで、国は、義務教育のナショナル・ミニマム水準を維持するだけでなく、「国家戦略としての義務教育政策を推進し、将来における国家・社会の発展を担う国民の資質・能力の向上を図るという責任を負っている」ことを説いている。

で、もし義務教育費国庫負担制度を廃止して、地方にすべて委ねた場合には、「国民社会・国民経済の健全な発展を支えるために必要な規模と内容の義務教育が提供されなくなり、国の責任放棄と言うべき事態となるおそれがある」と、警告している。

なお、中間報告は、一章を設けて、義務教育費の一般財源化論を取り上げているが、そのなかで「一般財源化は、都道府県の財政上の自由度を高めることにはなるが、それは結局のところ義務教育費を減らす自由でしかない」と分析している。これは、全国の知事にぜひ読んでもらいたいと思う。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

教育新時代の教頭に必須の能力 / 読本 No163

『新編 教頭読本』

佐藤晴雄【編】 A5判 224頁・定価 2310円

●新刊案内●

7月の最新刊●好評発売中！

教育開発研究所刊

臨教審以降の改革の争点を5分野92項目に整理・徹底分析！ 今後の施策を検証する！

『教育改革の論争点』

市川昭午(国研名誉所員)【編集】

B5判 250頁・定価 2500円